

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関連条文等

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

(定義等)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

一 条約附属書IVに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの(条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。)

ホ 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。)において条約第一条に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成三十年環境省令第十二号)

(条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物)

第五条 法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区(以下この条において「香港」という。)において条約第一条に規定する有害廃棄物とされているモニター(第三条に掲げる物を除く。)であつて、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

○バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された再使用できない電気・電子機器(規制対象36品目)

- 1. ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
- 2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、連続物に組み込むことができるよう設計したものを除く。)のもの及びスマート式のもの
- 3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
- 7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(2. のテレビジョン受信機を除く)
- 8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他の映像用機械器具
- 9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 10. パーソナルコンピューター
- 11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記録装置
- 12. プリンターその他の印刷装置
- 13. ディスプレイその他の表示装置
- 14. 電子書籍端末
- 15. 電動ミシン
- 16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
- 17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 18. ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 19. 電動式吸引器その他の医療用電気機械器具
- 20. フィルムカメラ
- 21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具(3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く)
- 22. 窓扇・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(1. のユニット型エアコンディショナーを除く)
- 23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
- 24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 26. 電気マッサージ器
- 27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 30. 電子時計及び電気時計
- 31. 電子楽器及び電気楽器
- 32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
- 33. 紙湯器
- 34. 配電盤
- 35. 電停電源装置(U.P.S)
- 36. 冷却用コンプレッサー(黒モーター)